

特定調達品目検討会への分科会設置について

< 経緯 >

平成 17 年度までに 17 分類 201 品目を特定調達品目に指定し、グリーン購入の推進を続けてきた結果、グリーン購入の推進に大きな役割を果たしてきた。

既に政府機関が一般事務に共通して使用する物品の主な製品については、ほぼ品目指定が終わり、今後それらの品目に対して適切な基準強化を行っていく必要がある。

また、本年 2 月には京都議定書も発効し政府の京都議定書目標達成計画や行動計画が示され、従来以上にCO₂排出抑制などの視点の強化が望まれる環境になってきている。

このような環境の中で従来の公募方の提案募集や業界と調整しながら基準強化の改定をしていく方法でも一定以上の効果はあげられるが、その速度は速くない。

CO₂排出抑制などを積極的に推進していくためには、例えば、必要な機能の使用条件を適切に反映した基準のあり方や役務について、どのように効率よく調達を推進していくかについて検討していく必要がある。

< 分科会の設置 >

平成 18 年度の検討委員会については、上記のような問題に対し、特定調達品目検討委員会設置要領の第 3 項 に規定された分科会を 4 月より設置し、特定調達品目の各機関での使用状況、一般的に流通している製品との相違点を分析し、過剰な機能が含まれていないかどうかを検討することを提案する。

また、どのような環境性能を規定すれば、供給者が流通させる製品にそれらの選択肢を持った製品開発を推進していけるかについて、積極的に検討を進め、翌年の第 2 回検討会までに案を整理し、公募等の品目と同様に提示・検討することを提案する。

なお、検討する品目については、本年度第 3 回検討会で候補選定を行うこととしたい。

< 分科会での検討品目 >

分科会での検討品目は、現状の市場製品のスタンダードスペックに対し、必要な性能を選択し適切な選択肢を持った製品を市場に供給させる事で、従来よりも効率的に環境負荷低減とコスト増の抑制することを目標としており、十分な検討と調整が必要になるため多くの品目を同時に検討するのは困難となる。

このため、分科会での検討品目は以下の条件のいずれかを満足できる品目を提案する。

- 1．過去 10 年程度で広く浸透若しくは著しく機能が拡充し、一定以上のエネルギー使用量の増加がある品目
- 2．広く普及し、政府の調達数量や市場での販売台数が非常に多い品目
- 3．一般に市場に販売されている製品で、政府の一般事務上使用頻度の少ない機能を削減できる可能性のある品目
- 4．同一の品目内に複数の方式が実用化されているが、方式間に大きなエネルギー使用量の差のある品目